

就労継続支援 B 型事業

重要事項説明書

この説明により、利用者と事業所との利用契約を結び
ます。

【事業の目的】

第1条 NPO法人 和・のどかが開設する就労継続支援B型作業所ぬくもりスマイル作業所（以下「事業所」という）が行う障害者総合支援法（以下「法」という）に基づく指定就労継続支援B型事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 ①この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

③事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町その他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

④事業の実施にあたっては、上記①②③の他、関係法令等を遵守する。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

名 称 ぬくもり・スマイル

所在地 滋賀県高島市マキノ町新保 920

滋賀県高島市マキノ町沢 1158

【従業者の職種、人員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員数及び職務内容は以下の通りとする。

①管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、事業所の従業者に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

②サービス管理責任者 1名（常勤）

サービス管理責任者は、就労継続支援B型の支援計画書の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等を把握し、利用者の自立した日常生活に対する技術指導または助言等を行う。

【生活支援員】

生活支援員 2名（常勤）

生活支援員は、就労継続支援B型の支援計画に基づき、利用者に対して適切な生活支援及び就労継続支援の提供にあたる。

【職業指導員】

職業指導員 1名（常勤）

職業指導員は、就労継続支援B型の支援計画に基づき、適切な職業指導及び就労継続支援の提供にあたる。

【目標工賃達成指導員】

目標工賃達成指導員 1名（常勤）

利用者の就労において、目標とする工賃を達成するための指導を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間、利用の量（支給量）等は以下の通りとする。

①営業日

- ・月曜日から金曜日（作業所カレンダーによる）
- ・その他、年間の休日に開催される各種事業の参加
（祭典など出店等）

②営業時間 ・8時30分から17時30分

③年間の休日 ・作業所カレンダーによる休所日

【利用定員】

第6条 当事業所の1日当たりの定員は20名とする。

【指定就労継続支援B型の内容】

第7条 ①事業所は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

また、利用者に対してその有する能力を活用することにより地域生活が営めることができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

②個別支援計画の作成等

事業所は、サービスの提供にあたって利用者に対して個別支援計画を作成すると共に、個別支援計画に基づき適切に事業を実施する。

また、事業所は、個別支援計画について説明すると共に、その同意を得るものとする。

③職場実習等（施設外支援）

事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習等の施設外支援ができるよう、実習の受け入れ先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター・特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種、実習の受け入れ先の確保に努める。

④求職活動の支援

事業所は公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。

また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター・特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じて支援する。

⑤職場定着のための支援

事業所は、利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター・特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者が就労した日から6カ月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。

⑥工賃の支払い

工賃は、**毎月末日をもって締め切り、翌月10日に支払うものとする**。ただし、10日が土日・祝祭日にあたる場合は、その**前日の開所日**に支払うものとする。

利用開始時における工賃の最低額は**時給100円**とする。

前項の具体的な支給額については、**体験利用および実習期間中における作業への適性、遂行能力等を事業者が総合的に判断**した上で決定するものとする。

工賃の定期見直し（評価）は**毎年3月と9月の年2回**実施し、それぞれ**4月と10月**の利用分より新たな工賃額を反映させるものとする。

⑦訪問支援

当該指定就労継続支援B型を3カ月以上継続的に利用した者が、連続して5日以上利用がなかった場合、訪問支援を行うことができる。

この訪問支援は、家族等との連絡調整や引き続き指定就労継続支援B型を利用するための促しを行うことを目的とする。

【利用料金】

第8条 ①利用者は、訓練等給付費対象サービスの料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）の所定の利用者負担額を支払います。但し、事業者が市町等から代理受領をした金額は除きます。

②事業者は、サービス利用にあたって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容および料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

③上記の利用料とは別に、施設の活動として行う課外活動、社会見学、研修旅行、スポーツ等に要する費用を、参加者から徴収する場合があります。

④利用中止は前日までに申し出がない場合、料金が発生します。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

高島市全域

【サービス利用にあたっての留意事項】

第10条 ①サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使等で他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

【緊急時における対応】

第11条 事故が発生した場合は、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

【事故発生時の対応方法】

第12条 利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）を適用します。

保険会社名	保険の種類
損害保険ジャパン株式会社	損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）

【非常災害対策】

第13条 ①事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けると共に、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

【主たる対象者】

第14条 事業所は、主たる対象者を下記の通りとする。

精神障害者、知的障害者、身体障害者

【苦情解決】

第15条 ①当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談・相談支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど相談支援利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情窓口担当者	菖蒲 大樹
苦情解決責任者	菖蒲 洋介
ご利用時間	午前8時30分から午後5時30分
連絡先	TEL 0740-27-1625 FAX 077-502-2564

②行政機関その他苦情受付機関

機関名	詳細
滋賀県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 TEL 077-567-4107 FAX 077-561-3061 受付時間 月～金 9:00～17:00（ただし祝日を除く）
高島市役所 障がい福祉課	所在地：〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565 TEL 0740-25-8516 FAX 0740-25-8054 受付時間 月～金 9:00～17:00（ただし祝

	目を除く)
--	-------

【虐待防止のための措置に関する事項】

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための実施
- 5 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置

【秘密保持】

第 17 条 秘密保持

①事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持（守秘義務）し、この義務は本契約が終了した後も継続します。

②事業者の職員に対しても、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持させるため、職員退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に明示します。

③事業者は、利用者の地域生活支援及び利用者が適切な医療を利用するために、必要とされる利用者の情報を関係機関等に提供する場合、利用者の同意を得ることを原則とします。しかし、生命と財産の保護やその他緊急な必要性がある場合には、同意を得ずに関係機関等に利用者の情報を提供する場合がある。

【その他運営に関する重要事項】

第 18 条 そのほか運営に関する重要事項

①事業者は、利用者に関するサービスや従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すると共に、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

②事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援 B 型を提供した日から 5 年間保存する。

③この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は N P O 法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

④本人の情報を他の事業所の管理者と話し合うときは開示することに同意します。

令和 年 月 日

就労継続支援B型事業の開始に際し、

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者 菖蒲 大樹

説明者職種 説明者氏名 _____ ⑩

私は書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労
継続支援B型事業の開始に同意しました。

 申込者住所

氏名 _____ ⑩

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 26 日 「事故発生時の対応方法」を第 12 条として挿入

2022 年 1 月 6 日 第 9 条「通常の事業の実施地域」を修正

2022 年 11 月 1 日 第 5 条「営業時間」を修正

同 第 6 条「利用定員」を修正

2023 年 4 月 26 日 第 8 条 誤字修正、前日までに申し出がない場合、支払いの発生する旨を追加

同 第 4 条 「目標工賃達成指導員」の追加

同 第 6 条 定員数の修正

同 第 7 条 訪問支援の箇所修正

同 第 9 条 地域修正

2024 年 3 月 1 日 第 15 条 苦情処理支所削除

2024 年 5 月 9 日 管理者 変更

2024 年 5 月 9 日 第 4 条 調理人の削除

2024 年 12 月 5 日 第 5 条 他、修正

2025 年 9 月 2 日：法令名を「障害者総合支援法」に改める。表記を「障害者」で統一。保険会社名を「損害保険ジャパン株式会社」に修正。第 7 条における「養護学校」について、現行制度に合わせ「特別支援学校（旧養護学校）」の表記を追加。

2025 年 10 月 29 日 第 7 条⑥ 工賃支払日を修正（祝祭日対応を「翌営業日」と明確化）

2026 年 3 月 31 日 第 16 条 虐待防止のための措置に関する事項 修正